

令和5年度 第4回 松戸市介護保険運営協議会

介護保険条例等の改正について

1. 松戸市介護保険条例の一部を改正する条例(案)に盛り込む予定の内容

1 改正理由

第9期介護保険事業計画（いきいき安心プランⅧまつど）の策定に伴い、介護保険事業に要する費用の総額を賄うことを目的に介護保険料を改定等するほか、老人福祉計画及び介護保険事業計画の効率的な運営のための改正を行うため。

2 主な改正内容

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の効率的な運営のための改正
（いきいき安心プランまつどの策定含む）
任期2年→3年
- (2) 第9期介護保険料基準額及び保険料率の改定等
 - ア 保険料基準額 月額6,300円（年額75,600円）
 - イ 保険料所得段階区分 18段階→20段階
 - ウ 公費（低所得者保険料軽減負担金）投入による
低所得者（第1～3段階）の保険料の減額賦課（前期計画から継続実施）
- (3) 保健福祉事業に係る規定の改正
（松戸市高額介護サービス費等貸付基金条例の廃止含む）
- (4) 松戸市高齢者保健福祉推進会議条例の廃止

2.松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）に盛り込む予定の内容

1 制定理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る省令等の改正に伴い、利用者に対して身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるほか、所要の改正を行うため。

2 改正する条例

- ・松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・松戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

3 主な改正内容

(1) 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、「記録の整備」に関する規定について利用者に対して身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

※その他に改正される基準については、各条例内で包含されているため不要。